

社会福祉法人小野市社会福祉協議会

身体拘束等の適正化のための指針

1 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしない支援を実施する。

【基本的な考え方】

- ① 身体拘束は廃止すべきものである。
- ② 廃止に向けて常に努力を行わなければならない。
- ③ 安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない。
- ④ 身体拘束を許容する考え方はやめるべきである。
- ⑤ ケアの本質を考える。
- ⑥ 創意工夫を忘れない。
- ⑦ 身体拘束の廃止・虐待防止に向けてありとあらゆる手段を講じる。
- ⑧ やむを得ない場合、利用者・家族に対する十分な説明を持って身体拘束を行う。
- ⑨ 身体拘束を行った場合、常に廃止する努力を怠らない。
- ⑩ 利用者の人権を一番に考慮する。
- ⑪ 福祉サービスの提供に誇りと自信を持つ。

【対象となる具体的な行為】

- ① 徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚を搔き

むしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。

- ⑥ 車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないようにY字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意志で開けることの出来ない居室等に隔離する。

【緊急やむを得ない場合（3要素）】

① 切迫性

利用者本人や家族等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2 身体拘束等の適正化に向けた体制

本会が設置する「虐待防止委員会（以下「委員会」という。）」において身体拘束等適正化に関し、以下の協議を行う。

- ① 身体拘束等の適正化のための指針の整備に関すること。
- ② 身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善に関すること。
- ③ 身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討および手続きにかんすること。
- ④ 身体拘束等を実施した場合の解除に関すること。
- ⑤ その他身体拘束等の適正化に関すること。

3 身体拘束等の適正化のための職員研修

介護等に係る職員に対し、身体拘束等の適正化に向け、利用者の人権を尊重した支援の励行を進めるとともに身体拘束は虐待に該当する行為との考え方のもと、虐待防止研修会において必要に応じて身体拘束等の適正化に関する内容を取り入れ実施するものとする。

4 発生した身体拘束等の報告方法等の方策

本会事業所において、利用者本人または他の利用者等の生命、身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、次の手続きに基づき利用者家族等に速やかに説明し、報告を行うこと。

① 担当者会議の実施

- ・ 緊急やむを得ない状況になった場合、虐待防止委員会を中心として、関係職員が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。
- ・ 要件を検討・確認した上で身体拘束を行うを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人及び家族に対する説明書を作成します。
- ・ また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

② 利用者本人や家族に対しての説明

- ・ 「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書（様式第1号）」をもとに身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、充分な理解が得られるように努めます。
- ・ また、身体拘束の同意期間を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

③ 記録と再検討

- ・ 法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録（様式第2号）」を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかつた理由などを記録

する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を隨時検討します。その記録は5年間保存し、行政担当部局の指導監査等が行われる際に提示できるようにします。

④ 拘束の解除

- ・ ③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、本人及び家族に報告いたします。
- ・ 尚、一旦、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合においても、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、家族（保証人等）に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続なく生命保持の観点から同様の対応を実施します。

5 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- ・ 本指針は書面として備えおき、利用者又は利用者家族等関係者からの求めに応じ、閲覧に供するものとします。
- ・ 本会では、電磁的記録としてホームページに掲載し、公表することとします。

附 則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様の状態が、次の①、②、③を全て満たしておられるため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において最小限度の身体拘束・行動制限を実施いたします。

ただし、できる限り長期化することなく、解除することを目的に実施いたします。

①切迫性

利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いと判断されるとき。

②非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がないと判断されるとき。

③一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的である。

個別の状況による理由					
方法（場所、内容、部位）					
時間帯および時間					
特記すべき心身の状況					
開始及び解除の予定	年 年	月 月	日 日	時 時	分から 分まで

上記のとおり実施します。

（法人名）社会福祉法人小野市社会福祉協議会

会長

印

（説明者） 所 属：

職・氏名：

印

【利用者・ご家族の記入欄】

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

年 月 日

氏名

ご本人との続柄

様式第2号

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

利用者氏名： 様